

## 日本科学者会議神奈川支部規約

- 第1条 この会は日本科学者会議神奈川支部といい、事務所を会計の自宅におく。
- 第2条 この会は日本科学者会議会則第10条によって神奈川県におかれる支部であって、同会議の目的の遂行に努め、特に県内の科学者を組織し、県に固有な科学上の問題にとりくみ、県民と科学者の交流を深める。
- 第3条 この会は前条の目的をはたすために、次のような諸事業をおこなう。
1. 機関紙その他文書の発行
  2. 研究会、討論集会、講演会の開催
  3. 県内の科学者関係諸団体との交流
  4. その他、この支部の目的を果たすために必要な事項
- 第4条 この会は日本科学者会議会員であって、神奈川県に在住または在職するものによって構成される。会員の権利および資格の失格は日本科学者会議会則第6条および第7条による。
- 第5条 この会の最高意志決定機関は支部大会であり、日本科学者会議会則第10条によって定期大会は年一回、支部幹事会の招集によって開かれる。ただし、支部幹事会が必要と認めた場合には臨時大会を開くことができる。また、支部会員総数の三分の一以上が要求する場合には臨時大会を開かねばならない。
- 支部大会は支部の運動を総括し、運動方針、予算、支部会費の決定、決算の承認、支部幹事、会計監査および全国大会代議員の選出をおこなう。
- 支部大会は全支部会員によって構成され、会員総数の三分の一以上の出席により成立する。支部大会の決定は出席者の過半数以上の賛成を必要とする。
- 第6条 日本科学者会議会則第10条によって支部幹事会をおく。
- 支部幹事会は大会の決定に基いて会の運営をおこなう。
- 支部幹事会は幹事総数の二分の一以上の出席によって成立し、決定は出席者の過半数以上の賛成を必要とする。
- 支部幹事会は新入会員を承認し、支部代表幹事若干名互選し、全国幹事を推せんする。
- 支部代表幹事は支部を代表し、支部幹事会を招集する。
- 幹事会のもとに事務局を設け、事務局長をおく。
- 第7条 支部に科学上の理論的課題究明のための研究委員会、また、当面する社会的・政治・経済的課題にこたえるための問題委員会をおくことができる。
- これらの委員会の運営上の責任は支部幹事会がおう。
- 第8条 支部には班または分会を設けることができる。
- 第9条 この会の財政は支部会費、事業収入、寄付、その他でまかなう。
- 第10条 この規約は、支部大会出席者の三分二以上の賛成により変更することができる。
- (1973年5月27日の第8回支部大会で決定、同日より施行)